

令和4年第4回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和4年第4回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和4年4月21日(木) 午後1時
1. 場 所 箕面市役所本館3階 委員会室
1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君  
代表教育委員 山 元 行 博 君  
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君  
委 員 大 橋 亜由美 君  
委 員 稲 田 滋 君  
委 員 高 橋 太 朗 君

1. 付議案件説明者

- 副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君  
兼子ども未来創造局担当部長  
子ども未来創造局長 岡 裕 美 君  
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君  
担 当 部 長  
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君  
副 部 長  
子ども未来創造局 金 城 忠 君  
学 校 教 育 監  
子ども未来創造局 濱 口 悟 君  
担当副部长兼人權施策室長  
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君  
担 当 副 部 長  
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君  
担 当 副 部 長  
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君  
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君  
学 校 生 活 支 援 室 長 宇 根 彩 美 君

教職員人事室長	柴田大君
学校教育室長	三島新平君
学校給食室長	白井晃世君
児童生徒指導室長	高取貞光君
保育幼稚園総務室長	鉾之原史樹君
保育幼稚園利用室長	福田浩子君
生涯学習・市民活動室長	谷尾吉章君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事	中村友美君
教育政策室	平井由貴子君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 4 箕面市立図書館処務規則改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会事務局処務規程改正の件
- 日程第 8 箕面市奨学資金の貸付に関する規則改正の件
- 日程第 9 箕面市就学援助費給付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件
- 日程第 11 箕面市立保育所移管事業補助金交付要綱制定の件
- 日程第 12 箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱制定の件
- 日程第 13 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 14 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 15 箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件
- 日程第 16 箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱制定の件
- 日程第 18 箕面市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 19 箕面市病児保育事業実施要綱制定の件
- 日程第 20 箕面市病児保育事業補助金交付要綱制定の件
- 日程第 21 箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 22 箕面市母子保健事業等実施要綱制定の件（全部改正）
- 日程第 23 箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱制定の件（全部改正）
- 日程第 24 箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱制定の件
- 日程第 25 箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱制定の件
- 日程第 26 箕面市子宮頸がん予防ワクチンに係る任意接種費用自己負担金助成要綱制定の件
- 日程第 27 令和3年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件
- 日程第 28 箕面市支援教育充実検討委員会準備ワーキンググループ報告の件
- 日程第 29 箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件
- 日程第 30 箕面市支援教育充実検討委員会への諮問の件
- 日程第 31 箕面市奨学生選考委員会委員任命の件
- 日程第 32 箕面市いじめ等調整委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 33 箕面市幼児教育スーパーバイザー任命の件

- 日程第 3 4 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 3 5 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 3 6 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 3 7 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
- 日程第 3 8 箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 3 9 教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 4 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、大橋委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。本年度初めての開催ですので、それを踏まえて 5 点私のほうからお話させていただき教育長報告にかえたいと思います。まず 1 点目、新しい体制ですが、みなさんご存じの通りですが、中教育委員の任期満了に伴いまして、後任に高橋教育委員に参加していただきまして、この教育委員会体制でやらせていただきます。事務局も色々変わっておりますが、大きくは尾川前副教育長に代わって引き続き文部科学省から藤村副教育長がきていただいておりますので、またよろしく願いいたします。前尾川副教育長が 4 月から枚方市の教育長になられてますので、いい意味でお互いに今まで以上に枚方市とは連携を取って、お互いの市の教育がお互いに上がることを願って取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いします。2 点目は、1 9 日に全国学力テストがありましたが、特に問題なく滞りなく進んでおります。また大阪府のすくすくウォッチ、これは実施の期間が幅を持たせてますが、ほぼほぼが同じ日に終わっているようです。今のところ順調と聞いておりますので、結果が出ましたらその結果に基づいて議論させていただきたいと思っております。3 点目、事前にご連絡しましたが、4 月 1 5 日に報道ステーションで本市の取り組みが放映されております。学校における先端技術の活用に関する実証授業についての中で教育課題を ICT で解決する将来像というテーマで本市の取り組みが紹介されました。ぜひ、国の事業を活用して 3 年間やってきましたので、そのことを子ども達の学力向上、もしくは

は教職員の資質の向上につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。4点目は、年度当初の市長との意見交換会が各部終わりました。色々な課題がありまして、今年度どう進めていくかという方向性、スケジュール感を含めて理事者と共有しました。事前に情報発信させてもらっていますが、またポイントポイントで報告させていただきますのでよろしくお祈いします。5点目は、ウクライナ関係ですが、箕面市ではウクライナから避難される方について全面支援の方針で取り組んでいます。ご報告しましたように、実際にウクライナから避難されてきた家族がおられまして、お子さんが2人おられ、上のお子さんは府立高校に、下のお子さんは箕面市立の中学校に4月から通っているという状況です。ご家族が市長訪問された時に私も同席していましたが、上のお姉さん曰く、私も驚いたのですがこの間ずっと途切れることなくリモートで授業が続いていると。戦況というか攻撃が著しく危険が迫った時には45分授業とおっしゃっていましたが、45分が20分に短縮される、途中中断することは多々あるがそれでもずっとリモートで授業は続いていたということで、我々もコロナで全校一斉休校というような経験をして、子ども達の学びを止めないということで頑張ってきましたが、改めてそのお話を聞いた時にウクライナ当局の方の学びを止めない心意気というか強い思いに感動したところでありますので、我々もそういうことを踏まえて子ども達の学びをどんなことがあっても止めないことを最優先に取り組んでいきたいと改めて思いましたのでよろしくお祈いします。以上の5点の話をもって、今日の教育長報告にかえたいと思ひます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第36、報告第48号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第37、議案第22号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」、日程第38、報告第49号「箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、及び日程第39、議案第23号「教育委員会事務局職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思ひますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、日程第3、報告第18号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」及び日程第4、報告第19号「箕面市立図書館処務規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市教育委員会事務局組織体制の見直しに伴い、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び箕面市立図書館処務規則を改正する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。まず、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則においては、令和4年4月1日をもって、事務局に、新たに保育・幼児教育センター準備室を設け、政策調整室としての保育幼稚園総務室を子育て支援室に変更し、課長補佐及び室長補佐の職を新たに設置する等のための所要の改正を行うとともに、令和4年10月1日をもって、保育・幼児教育センター準備室を保育・幼児教育センターに名称を変更し、保育・幼児教育センター及び保育幼稚園総務室の分掌事務を整理する等の改正を行ったものです。次に、箕面市立図書館処務規程の改正については、令和4年4月1日をもって、図書館に担当室長及び室長補佐を置くとともに、担当室長を置く場合の所掌事務指示書の様式を新たに定めるための所要の改正を行ったものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第18号及び報告第19号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、報告第20号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、新たな特別職非常勤職員の設置に伴い、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則を改正する必要が生じま

したが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。新たな特別職非常勤職員として、幼児教育スーパーバイザー、幼児教育サポーター、箕面市支援教育充実検討委員会委員を設置したこと等に伴い、所要の改正を行ったものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第20号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第21号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市教育委員会事務局組織体制の見直し及び新たな職の設置並びに減免区分の見直しに伴い、箕面市教育委員会事務決裁規程を改正する必要性が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。室長補佐及び課長補佐の職の設置に伴い、所要の改正を行うとともに、保育料の延滞金の減免に係る決裁区分を新たに定めたものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第21号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、報告第22号「箕面市教育委員会事務局処務規程改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、学校において取り扱う完結文書について、保存年限を変更するため、箕面市教育委員会事務局処務規程を改正する必要性が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明

らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。学校において取り扱う完結文書に係る保存期間の30年の区分を20年に変更するため、所要の改正を行ったものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：廃棄文書が増えるということで、充分チェックして保存しておかないといけない文書を廃棄してしまわないように学校に呼びかける、教育委員会がチェックする等していただきたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：実際に保存文書を破棄してしまった事案が学校でもいくつもありましたので、その際も徹底しましたが、改めて徹底するのと、保管の方法も同じようなことが起こらないように色々な手立てをしているのですが、その中で1つ、学校で保存する文書の保管方法を変えようかと動いているので、今の段階で言える範囲でお願いします。
- 学校生活支援室長：学校の文書の保存方法の変更ですが、方向性としては、市役所総務課所管の書庫に学校文書を保存する場所を新たに設けまして、これまで学校で保存していたものを変更してこれからは市役所本庁にて預かり保管していく形に変更します。そのために今、地下の書庫の整理をし、そこを書庫として使えるように準備を進めているところです。
- 教育長（藤迫稔君）：学校も市役所の一つの部署という扱いになりますので、今の話を聞くと学校でいざ使いたい時に市役所まで行き倉庫を見るという手間を取られるので、こっちに置いておこうかということにならないように。われわれも常用で使いたいものは手元に置いておけるというのがありますので、ルー尔的にはそれを活用するのですが、やはり心配なのは常用を増やす、何かあった時に市役所まで行くのは面倒なので、あれもこれも常用としてしまうとなんのためにやったのかわからなくなるので、そこはきっちり。本当に常用として側に置いておくものと、倉庫でそうそう見ることもないけれど法令等で保存期間のあるものは分けて徹底していきたいのでよろしくお願いします。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、よろしいでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第22号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、報告第23号「箕面市奨学資金の貸付に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長　：　本件は、貸与型奨学金制度にかかる規定を整備するため、規則改正をする必要が生じましたが、教育長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。主な内容についてですが、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、市の貸与型奨学金について成年である18歳以上の高校生等が申請者となる場合の手続きを整理するため、関係する様式の改正を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第23号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第9、報告第24号「箕面市就学援助費給付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長　：　本件は、就学援助制度にかかる規定を整備するため、要綱の改正をする必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。就学援助の対象者に関しては、箕面市就学援助規則第3条第1項第3号及び箕面市就学援助費給付要綱第3条第4項各号において規定しておりますが、紛争地域からの避難者等、それらに準ずる者として、教育委員会が認める場合についても認定の要件に追加するため改正を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第24号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第10、報告第25号「箕面市学校給食費の取扱いに関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を

省略し、提案理由を子ども未来創造局学校給食室長に求めます。

○子ども未来創造局学校給食室長： 本件は、令和4年4月からの学校給食費の改定及び届出様式の押印欄の廃止に伴い、関係規定を整備するため、箕面市学校給食費の取扱いに関する規則の一部を改正する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。主な内容といたしましては、一食当たりの学校給食費の額を、小学校1、2年生は209円から233円に、3、4年生は213円から238円に、5、6年生及び小学校教職員は216円から241円に、小学校で臨時に学校給食を受ける者については220円から250円に、中学生及び中学校教職員は265円から295円に、中学校で臨時に学校給食を受ける者については270円から300円に改めています。また様式第1号から様式第3号において、押印欄を廃止するよう改めております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第25号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第26号「箕面市立保育所移管事業補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市立稲保育所の民営化にあたり、移管先法人における保育所移管事業に要する費用に対し、必要な補助を実施するために、箕面市立保育所移管事業補助金交付要綱を制定する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。令和5年度に箕面市立稲保育所を移管するにあたり、円滑かつ丁寧な引き継ぎを実施するため、移管先法人における引継保育に係る人件費を補助するものです。なお、引き継ぎにあたりましては民営化後の園長、新任保育士等の予定者が現行保育所で実施している通常保育、主な行事、地域との交流事業等を適宜参加し、日々の保育を通じて保育所運営全般にかかる引き継ぎを行います。また令和5年1月から3月末までの間は各クラス担任を予定してい

る移管先法人の保育士をクラス毎に1名以上配置をし、行動保育や個人懇談等の引き継ぎを行う予定としております。加えまして、新移管先法人、稲保育所保護者会で構成する三者懇談会を定期的を開催し、移管後の保育所の運営や保育内容等について話し合う場を設け、円滑に引き継ぎが完了するよう取り組んでまいります。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 要綱については、箕面保育所の民営化の時にも同じ要綱を作っていたと思うが、ここで確認しておきたいのは、その時と今回と、変更点があるのかどうか。補助金の額は当時から日数が経っているので単価が上がっている等は不要で、要綱自体で触った、考え方が当時と今回で違いがあるのかどうか、確認しておきたい。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 基本的な考え方は同じでございます。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第26号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第27号「箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、箕面市における保育・幼児教育の質の向上を図るための幼児教育スーパーバイザー等を設置するため、要綱を制定する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。箕面市における保育・幼児教育の質の向上を図るため地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職として、新たに幼児教育スーパーバイザー及び、幼児教育サポーターを置くこととし、これらスーパーバイザー等の職務や任期等を規定するものです。幼児教育スーパーバイザーにつきましては、幼児教育に関して識見を有する者とし、保育・幼児教育の質の向上にかかる事業への指導、及び助言等を行うものでございます。また幼児教育サポーターにつきましては、市内の保育・幼児教育施設の巡回訪問や、保育・教育等に関する相談対応、その他人材育成に関する研修の充実や推進に関する助言指導を行うものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： こども共有しておきたいのですが、幼児教育スーパー

バイザーや幼児教育サポーターに対して、期待していること、やって欲しいこと、だからこういうところから選ぶ、市の職員を位置づけるのか等、整理して共有して欲しい。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長　：　幼児教育スーパーバイザーにつきましては、本市の就学前教育・保育の更なる質の向上をめざして、公立、私立や幼稚園、保育所、認定こども園といった施設種別の垣根を超えて、市内幼児教育施設の全体のコーディネーターを担う組織としまして、本年10月に保育幼児教育センターを開設することとなりまして、4月からその開設準備として準備室が設置されているところです。センターの業務につきまして、識見を有する方をお願いをしてどういった取り組みを進めていったらよいか、どういったところに注意をして進めていったらよいかにつきまして、ご助言をいただく役割を担っていただきます。センターの業務につきましては主なものをお伝えさせていただくと、巡回訪問、研修会の企画運営、相談、支援、保育士や幼稚園教諭の人材確保のための、各園所との連携情報発信、その他、就学前教育・保育、小学校教育との円滑な接続をめざしたカリキュラムの作成などを業務として予定しておりまして、これら業務に関して適宜ご助言をいただく予定です。続いて幼児教育サポーターですが、当センターの業務の一環としまして、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、専門研修の受講を経て府が認定した幼児教育アドバイザーを幼児教育サポーターとして配置をし、公私を問わず市内園所の巡回訪問の実施や、相談対応等を行っていくとしております。今回報告させていただいている要綱制定にかかる幼児教育サポーターにつきましては民間園から選出いただいた方を特別職として任命するものでございます。民間サポーターとは別に保育幼児教育センターの準備室の職員のほうにも、市の職員としてのサポーターが2名配置をしております。こういったことで、公立民間それぞれのノウハウを併せ持った体制によって巡回訪問等を行い、市内幼稚園・保育所等の就学前施設の教育・保育の質の向上を目指すというものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第27号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、日程13、報告第28号「箕面市保育料に関する規則改正の件」及び日程第14、報告第29号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 本件は、子ども・子育て支援法施行令の改正等に伴い、要綱の改正をする必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。保育料を無料としている生活保護世帯等に里親や児童養護施設等の職員の経験がある方等が養育者となり、自宅をファミリーホームとして定員5名から6名の児童の養育を行う小規模住居型児童養育事業を行うものを追加したこと、及び保育料減免申請の押印を廃止したため改正するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員(稲田滋君) : 箕面市内に施設はあるのですか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 当該施設は現在箕面市内にはございません。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第28号及び報告第29号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第15、報告第30号「箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 本件は、市内の私立幼稚園が実施する支援教育に係る人件費等の運営経費を補助する支援教育補助金について変更をするため、要綱の改正をする必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。幼稚園が支援教育の実施に伴い、大阪府から補助金を受領している場合は市の補助金を算定する際、府の補助金を差し引いて支給することとしています。しかし、市と府の補助対象経費に差があり、府の方が対象経費の範囲が広いことから、府の補助金を活用した経費分については差し引かず、府と市で重複している経費のみを差し引くこと

に整理する必要がありましたため、改正をするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第30号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第16、報告第31号「箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、補助金の対象となる本市提携大学等の追加に伴い、要綱の改正をする必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。本市の待機児童対策を行うため、将来箕面市内の保育所で保育士になることをめざし、保育士の資格を取得しようとする学生に対し、在学期間中毎月2万円を支給する補助金の補助対象者は本市在住、または本市提携大学に在学する者としておりますが、その提携大学に梅花女子大学及び大阪総合保育大学を加え、10校にすると改正したものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第31号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第17、報告第32号「箕面市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、幼稚園、保育所、認定こども園等で働く保育士等の処遇を改善するため、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金を交付するため、要綱を制定する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教

育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症への対応の最前線で働く保育士等の処遇を改善するため、令和4年2月から令和4年9月までの間、保育所等が保育士の収入を3%程度引き上げる賃金改善を実施するための費用を補助するものです。この補助金は保育所等が施設で働く職員の賃金改善や賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業者負担にあてるなど、全額を処遇改善に使い、賃上げ効果が継続される取り組みを行うこととしています。また令和4年10月以降は教育保育施設の運営に係る費用について給付する国の定める法定価格が見直しされることにより、引き続き賃金改善が継続されるものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第32号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第18、報告第33号「箕面市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、保育所等、児童福祉施設が実施する新型コロナウイルス感染症対策に要する費用に対し、令和4年度も令和3年度に引き続き、国の補助金を活用して補助金を交付するため、要綱を制定する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。民間保育園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設が感染症対策を徹底し、保育の実施を継続的に実施していくため、消毒液等の衛生用品や備品の購入に要する費用、消毒・清掃等職員の感染対策に関する業務に伴う費用を、施設の定員や実施する事業に応じて補助を行うもので、この補助金の活用により各保育施設において衛生用品の確保に努め、感染対策の徹底を図り安心安全な保育環境を整備するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第33号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第19、報告第34号「箕面市病児保育事業実施要綱制定の件」、日程第20、報告第35号「箕面市病児保育事業補助金交付要綱制定の件」及び日程第21、報告第36号「箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 本件は、令和4年4月に新たに民間事業者が実施する病児保育事業の実施について、及び病児保育室の運営に要する費用の補助についての要綱の制定、及び箕面市立保育所において実施している病児・病後児保育について、対象児童を整理したため、要綱改正する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。第34号の主な内容は、民間の病児保育室の実施について、病氣中で集団保育が困難な児童の一時的な保育及び看護を行うもので、対象児童は保育所に入所している生後6か月以上の児童、及び学童保育を利用している小学3年生までの児童、実施場所は箕面6丁目、定員は9名、開室時間は月曜日から金曜日午前8時から午後6時まで、利用料金は2,500円とし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料とするなどについて定めたものです。次に第35号の主な内容は、民間の病児保育室の運営に必要な費用について、国の補助金を活用し、保育士、看護師等の人件費等の補助の内容について定めたものです。第36号の主な内容は、病児保育室の利用対象者について、保育要件を持ち保育所等を利用している方が利用できるよう、民間病児保育室の設立に合わせ、公立の病児・病後児保育利用対象者の整理を行ったものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員(稲田滋君) : 民間の病児保育ができたということで、子どもを持っている市民のみなさんにとってどれくらいのサービスの向上なのか具体的に教えてください。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長 : 今回開設されました民間の病児・病後児保育室につきましては、小児科に併設をしている病児保育室となっております。

医師が常駐しているということでより安心・安全にお預かりができるものと考えております。また、保育中、子どもさんの症状が急変した場合にも、医師の診察を受けることも可能となっております。また、利用につきましてはかかりつけ医の受診というのは必要としているのですが、これまで実施している公立保育所で行っている病児保育室につきましては、医師が常駐していないというのもあり、安心・安全のために、まず利用当日の受診を必要としており、また3日目以降利用する時には再度受診をしていただくとしておりますが、この民間の病児保育室につきましては、医師が常駐しているということもあり、前日に受診をしていただいても可能。また3日目以降再度の受診も不要とされているということで、保護者にとっての利便性は向上したのではと考えております。

- 委員（稲田滋君）： 報告35号で補助金出してますよね。そのあたりのことも説明してください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 補助金の内容についてですが、国の補助金を活用しております、まず基本分として700万円、延べ利用数に応じた加算がついております。先ほど、病児保育のメリットをご説明させていただいた時に、もう一つ民間保育で今回の病児保育で新たな取り組みとしてレスキュー保育というのを実施することになっておりまして、普段保育所が預けて時に、例えば熱が出た、体調が悪くなった際に保護者のお迎えを要請されるが、保護者の仕事の都合でどうしても迎えに行けない場合に病児保育室の職員が代わりに保育所に迎えに行き、そして病児保育室で受診診察し、病児保育室で預かるというレスキュー保育というのを実施するという新たなサービスの1つです。そういった送迎サービスを行う場合については900万円ということで、病児保育の運営にかかる保育士・看護師の人件費、経費等についての補助をするということで令和4年度は1900万円の予算を検討しております。
- 子ども未来創造局担当部長： 補足ですが、それぞれが国の補助対象となるが、プラスした小学校3年生まで、今までは就学前までしか見れなかったが、小学校3年生まで入れることができる、それも国の補助対象となっております、2/3が国の補助金として出る。
- 教育長（藤迫稔君）： 把握していたらいいですが、現在どんな利用状況になっているのか、共有してください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 問い合わせをしましたところ、登録者数は現在30名程度、この間の利用実績は3名が利用されたと聞いております。
- 委員（稲田滋君）： これは事前に登録しておかないと利用できないのですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 基本的には事前に登録となっておりますが、当日登録も可能です。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第34号、報告35号及び報告第36号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第22、報告第37号「箕面市母子保健事業等実施要綱制定の件」、日程第23、報告第38号「箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱制定の件」、日程第24、報告39号「箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱制定の件」及び日程第25、報告第40号「箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱制定の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。まず、報告第37号は、規定の整理に伴い、要綱の全部改正を行う必要が生じたものです。本要綱に規定していた妊婦健康診査の実施に関して、別に定める箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱にまとめて規定するため削除し、その他の母子保健事業の実施に関する文言の整理を行ったものです。なお、実施要綱に変更はございません。次に報告第38号は、規定の整理に伴い、箕面市妊婦健康診査費助成要綱を全部改正する必要が生じたものです。妊婦健康診査の助成に加え、妊婦健康診査の委託により実施する内容を規定したものです。なお、実施要綱に変更はございません。次に報告第39号は、令和4年4月から新たに産後うつ予防や新生児等への虐待予防等を図るための産婦健康診査を実施するため、要綱を制定する必要が生じたものです。産婦健康診査の委託により実施する内容、費用の助成について定めたものです。出産後8週間以内の妊婦の方を対象に、産婦健康診査を1人につき1回5000円、2回までを上限に助成するものです。次の報告第40号は、令和4年4月から聴覚障害を早期に発見し音声言語発達等への影響を最小限に抑える支援に繋げるための新生児聴覚検査を実施するため、要綱を制定する必要が生じたためです。新生児聴覚検査の委託により実施する内容や費用の助成について規定したものです。生後1か月未満の乳児を対象に聴覚

検査の費用をお1人につき1回、検査の種類により1回5000円、または1500円を上限に助成するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 新生児聴覚検査の件ですが、検査を受けて聴覚障害が発見された場合に、どのような流れで保護者は行っていったらよいですか。

○子ども未来創造局担当副部長： まず、新生児聴覚検査で再検が必要と判断をされましたら、産婦人科等の病院から精密聴力検査を行う病院に紹介となります。遅くとも3か月頃までに精密検査を受けられる状況になるが、そこで聴覚障害の有無がわかる状況になるが、万が一聴覚障害があると診断されましたら検査機関で定期的に医療としてのフォローを受けていかれるが、治療と並行しましてご家族へ手帳の取得であったり、補装具などの制度紹介、あるいは早期療育の紹介、必要に応じて補聴器調整などが行われる。遅くとも生後6か月頃までに早期療育を開始することが望ましいとされているために、地域の専門的な療育を受けられる施設に繋がり通われることになるという状況になっております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第37号、報告第38、報告第39号及び報告第40号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第26、報告第41号「箕面市子宮頸がん予防ワクチンに係る任意接種費用自己負担金助成要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、令和4年4月、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した者が任意接種において自己で負担した費用に対して助成金を交付するため、要綱を制定する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月に小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象として公費で受ける定期接種化され、その後体中に痛みを訴える症状が報告されたことなどにより平成25年6月から令和3年11月26日まで積極的な接種勧奨差し控えの方針となっております。

したが、国がこの方針を撤回しまして令和4年4月から本ワクチン接種の勧奨を再開した状況になっております。この再開を受けまして通常の定期接種対象者、小学校6年生から高校1年生の女子については個別通知等により勧奨を行うものですが、これに合わせまして過去の積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度から平成17年度生まれの女性を対象に本要綱に基づき令和7年3月までの間に1人あたり3回分までの任意接種の費用を助成するものです。

○委員（高野敦子君）： 接種の積極的勧奨を控えることがなくなったということで、過渡期にあたる境目の年齢のお子さんをお持ちの保護者の方は情報を知りたいと思うので、丁寧に。各家庭にリーフレット等届くが、1回届けば良いのではないと思うので何かしら機関を通じて。中学生になると病院に行く機会等減ってきますので、そこで情報を目にするのは減っていると思う。なにか色んな形で情報を示して欲しいと思いますのでよろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第41号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第27、報告第42号「令和3年度箕面子どもステップアップ調査結果報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長： 本件は、令和3年度箕面子どもステップアップ調査結果について報告するものです。箕面子どもステップアップ調査は全国学力学習状況調査、大阪府すくすくウォッチ、箕面体力運動能力運動習慣等調査、箕面学力調査、学習状況生活状況調査の全てを併せた総称でございます。今回はこのうちの箕面学力調査、学習状況生活状況調査についての報告をさせていただきます。まず箕面学力調査についてですが、小学校では小2算数、小5社会、小5理科、小6社会の4教科のみが全国平均を下回り、それ以外の教科は全国平均を上回る結果となっています。具体的には小2算数の計算問題、ものさしの目盛り読み取り問題、小5理科の記述問題、小5・小6社会の資料を読み取り記述する問題において全国正答率を下回る結果となっており、課題がありました。こうした課題について、その課題解決のために指導方法や指導内容を改善し、日々の授業で取り組みを進めていけるよう、学校に対して指導、助言を行いました。中学校では全ての教科が全国平均を上回る結果となっています。特に英語の正答率が全国平均と比べて10ポイント以上上回る結果とな

っており引き続き小学校1年生から英語教育に取り組んでまいります。次に学習状況生活状況調査についてですが、掃除当番や係の仕事への責任が全国平均値を下回る結果となっており、責任感が足りない傾向がございます。SNS上でいじめにあったことがないと回答している子どもの割合は、全国平均値に比べると比較的箕面市は良い結果が出ています。一方、信じていた友達から思いもよらない言葉を聞かされたりして傷ついたり回答した子どもの割合は全国平均値よりは低いものの、2割から3割の子どもが傷ついたり不安に思うと回答しています。こうした状況を踏まえ、各学校においては学級・学年において人間関係作り、いじめやネットトラブルの未然防止の授業に引き続き取り組んでまいります。また、子ども達のサインを見逃すことのないよう見守ってまいります。クラスにいいところがあると回答している割合は9割を超えるとともに、全国平均値よりも高い結果となっています。また球技大会やクラスの発表会などがある時に盛り上がり団結していると回答している割合は8割を超えるとともに全国平均値よりも高い結果となっております。引き続き学級の絆を高める活動に取り組んでまいります。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）： 今回の報告で、あなたのクラスではみんなが掃除当番や係の仕事を担当してしていますかというのが箕面市の場合は全国平均に比べて低い。一番基礎の挨拶をするや係や掃除の仕事をするというのは基礎・基本の部分。今年の報告ですよね。今年はこれをメインに据えて各学校で徹底的に取り組む、来年の調査ではどの学校も100にいくような取り組みの仕方はできないか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 今、おっしゃられたように、各課題を各学校においては教育指導計画といたしまして、必ず年度初めに目標を定めることになっております。責任を持った取り組みを行う回答に限らず、各学校が課題と感じるところに目標設定をしているのが現状でございます。市として統一した目標を設定することはない現状でございます。教育委員会といたしましては各学校の取り組みを尊重しつつ、市としての弱点・課題であるところは引き続き指導をしてまいりたいと考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）： コロナで1か月以上臨時休校になったが、その子ども達でしょうか。そんな影響もあるのか。各校で休園、休校、学級閉鎖とどんどんしていつているから。箕面の子ではないが、近所の子とも対面するとき不可解な気がする。挨拶等全然訓練されていない。人と人との対応が今までの子には全然見られない感じ。私からすると不可解な感じを受けるのでその影響が怖いと。学校がずっとやってないのでそんな影響もあるのか。
- 子ども未来創造局学校教育監： 今、話題になっています掃除当番や係の仕事を責任を持ってしていますかという項目ですが、実は箕面市は毎年低い。これ

は話題にのぼっています。分析にも色々な見方がありまして、例えば個別のクラスであったり、個別の学年で非常に低く出ている場合があったとして、ステップアップの結果を受けて指導主事が学校へ行って数字の厳しいクラスや学年を見て回るというのを毎年やっています。その中で荒れの出ているというクラスがこういった掃除やそういった部分で影響が出ているケースもありますし、逆にこういった数値が低いにも関わらず掃除は係の人が非常にきっちりやっているというケースもある。出てきた数字をどう分析するかというのは実情を知っている学校であったり実態を見た指導主事なりが詳細に出てきたデータの理解を進めていく必要があると思いますので、この数字が毎年箕面市全体として低い数字が出ているという傾向について、質問項目がみんながとあるので、私はやっているがみんなはやっていないという結果が出ているのかという分析をしたことがありました。そういった形で出てきた数字と実態を見比べて、より詳細な分析を進めているところです。

○委員（高野敦子君）： ステップアップ調査もだいぶ長く積み重ね、データも揃ってきていると思う。今まではこういう調査をしました、結果はこうでしたと。調査する以上結果が出そろってくるのが一つだと思うが、データが出た時にこういう取り組みをしてよくなった、改善が見られたというのをもっと知りたい。各学校にこの結果を返して、取り組み見直しをしてくださいというところまではよく聞く。そこからどうなったかが知りたい。ステップアップ調査の結果が子どもにも返ってくるが、こういう結果でしたの分析のグラフがいっぱい出てきており、ここからどうしたのか、どう変わっていったのかというのも、ただ紙を見ても感じているので、それもそろそろ出てきてもいいのかと思うので、ぜひそういうところまでしっかり分析をしたものを公開できるものについては公表していただきたい。保護者としても学校の取り組みが具体的にわかると思う。ステップアップ調査がこう生かされているのがもう少し目に見える形で示されるようになって欲しいと思っています。

○教育長（藤迫稔君）： これは箕面市全体の集計をした形なので、実際には各学校毎、各クラス毎、各個人毎のデータが返ってきますので、学校ではそれぞれ分析。例えば一番小さい規模は学年でやっている。学年で集まり、どこが弱いのか、ここは伸びているという分析をしている。方向性も弱いところを次年度に向けて指導する。積み上げて、学校でもこれと一緒に。レーダーチャートが一番わかりやすい。あるクラスはここがへこんでいるが、違うクラスは、こっちがよく、ここがへこんでいる。それをずっと足していくと綺麗な○になる。それだけみたら来年小学校は、すごいいい学校ですね、ということになる。分解していくとだめになる。集めてしまうとこういう形になる。学校では既に個別にやっているがそのへんは学校でやっていることを見ながら指導したいと思う。

- 代表教育委員（山元行博君）： コロナが終わらないと。ちょっと前は清掃時間帯も教育委員会が見学に行ったことがある。給食も。清掃時間は学校は大混乱。どんな感じでやっているのかそれを見せて欲しい。トイレ掃除も強力な洗剤を使っているからお互いに押しつけあっていた。子どもにはきついなとそういうことも見えたので、大混乱の時に見に行きたい。
- 教育長（藤迫稔君）： それに併せて、タイミングが合えば分析会議や分析結果で研修等も学校で持ったりしているので、見てもらえたら、実際にこんな風にやっているという全体だけでなく個別に。
- 代表教育委員（山元行博君）： 別に先生の責任を問うている訳ではない。大混乱を見せて欲しい。どのような状況で子どもらが動くのか見てみたいと思うのでよろしくをお願いします。
- 委員（稲田滋君）： ステップアップ調査は当然学校毎に返して、学校で自分の学校ではどうだと改善していくというので当たり前のこと。個人に返して個人がまた改善していくのが当たり前の話で。それはそれで学校がやったらいい話だが、全体を通してこういう結果が出てきた、それも数年前からこのような傾向が続いているということですね。改善するための方策を箕面市教育委員会として学校におろすというのは当たり前の話だと思う。学校任せですということにはならない。だから教育委員会として3年以内に直していこう、3年以内に100%近くいくか全国平均は上回るというような目標を持って取り組むということは考えていったらいいと私個人の意見ですが。みなさんがどう考えるかはわからないがこういう意見の教育委員もいると。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 少し補足をさせていただきますと、挨拶や係の責任などの課題があることに教育委員会も学校と一緒に取り組んでいきたいと考えているところで、毎年もみじだより等でもそこはウィークポイントだということで学校と地域と家庭もあわせて3者で取り組んでいきたいと発信しているところで、委員がおっしゃるようなここは課題であると再確認いたしまして学校と共に取り組んでいく目標を今後取り組んでいきたいと考えております。
- 委員（高橋太郎君）： 具体的な質問でなく、総論的な質問ですが、この結果について学校現場としては手応えを持ってらっしゃるのかわかりますか。
- 子ども未来創造局学校教育室長： 手応えというか、ステップアップ調査がすでに平成24年度から始まったものでして、当初ステップアップ調査が始まった頃はこれをどう生かせばよいかというご意見もありましたが、だいぶ教員にも浸透してきておまして、実はこのステップアップ調査のおかげで客観的に見える化されたことで自分としては頑張って授業を教えているつもりだったがやはり数字として少しここが課題だと見える化されましたので、それを日々生かしていけるというご意見をいただいたり、保護者からも経年的に見れるのは

強みなのでぜひ日々子ども達の成長に生かして欲しいとご意見をいただいているところです。

- 委員（高橋太郎君）：先ほど委員がおっしゃったように、目標を持っていただいてそれを達成することで手応えを、よりよいものにしていく、そういうサイクルも生まれてくると思いますので、学校単位でされているというところではあると思いますが、ある程度こちらの教育委員会の方でもいい意味で管理をしていただくことで学校にやりやすさを提供していければと思います。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第28、報告第43号「箕面市支援教育充実検討委員会準備ワーキンググループ報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。
- 子ども未来創造局担当副部長：本件は、令和3年8月、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会から本市の支援教育につきましてインクルーシブ教育に必要な合理的配慮が不十分であるという厳しい指摘を受け、これを踏まえまして令和3年12月に設置しました学校管理職や支援教育担当者等からなるワーキンググループにおきまして専門家のアドバイスを受けながら課題を整理した結果について報告するものです。主な内容につきましては、まず実施状況につきましては、ワーキンググループ実施回数9回、昨年の12月23日から3月29日までの間に約4か月になりますが、実施しております。学識経験者との意見交換をいたしまして国立特別支援教育総合研究所の研究者との意見交換を2回、箕面市と支援教育の研修などで関わりも深く箕面市の現状も把握されている梅花女子大学の伊丹教授と1回、文科省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」委員の野口さんと国の動きも熟知されているので意見交換を行いました。また、小中学校全校全校ヒアリングを行いました。1校あたり2時間程度になりますが、管理職、支援コーディネーター等からヒアリングを行っております。また視察といたしまして全5回、コロナ禍でオンラインでの視察になりましたが、徳島県、秋田県由利本荘市、神奈川県横須賀市、埼玉県戸田市、大阪狭山市に視察を行っております。ワーキングの実施状況の詳細については資料のとおりです。続きまして課題の整理について、まず箕面市における支援教育の課題ということで、大きく2つの項目に分けております。支援学級在籍の児童生徒数が急増し、個別最適な学びの場の確保が困難になっているということが1つ、「箕面市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書」にてインクルーシブ教育に必要とされる合理的配慮が不十分との指摘が2つ目になります。これらの原因につきましては、「ともに学びともに育つ」学校、学級づくりを行うための合理的配慮等について、教職員間における共通理解にずれがあります。これは経験の少ない教員の増加も要因の1つになりますが、ベテランの教員にも合理的配慮が不十分な教員が一部にいてというのが現状にあります。個別の教育支援計画に基づいた個別の指導計画が適切に作成され

ておらず、個に応じた教育課程が実施されていないケースがあります。これは個別の教育的ニーズが的確に捉えられていないケースがあるという現状があります。学校生活で支援が必要な場合、「支援学級に入級する」ことで対応しているケースが多いという現状があります。これは通常学級でのサポートを受けたい場合は支援学級に入級しなければ支援を受けられないという箕面市の現状があります。これらが課題として上げられております。また、近年の国の動きとしまして、こちらの方は今後の検討していくにあたりまして重要なポイントになるところでございますが、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議、令和3年1月に最終報告が上がっております。基本的な考え方といたしまして、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備、また、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備、また障害のある子どもと障害のない子どもが、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる充実が上げられております。小中学校における障害のある子どもの学びの充実ということで、就学相談における保護者への情報提供の充実、特別支援学級と通常の学級の子どもがともに学ぶ活動の充実、自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備、全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを行うための支援体制の充実が上げられ、報告されております。これらの国の方向性と先ほどの箕面市の課題解決を行うために、箕面市では1人1人に個別最適な「ともに学びともに育つ」場を提供する必要性が考えられます。そのために今後充実検討委員会で検討する柱といたしまして、大きく4つ項目をあげております。1つ目は学びの場の充実、2つ目は教職員の在り方、3つ目は保育所、幼稚園小中学校における連続性、4つ目は人権意識と障害理解の4つ柱を上げております。まず1つ目の学びの場の充実ですが、支援学級に在籍する子どもに対する自立活動が大切ということは、今回伊丹教授や特総研の専門家などからも指摘されております。そのため、適切な自立活動の実施についての検討が必要と考えられます。また、支援学級だけでなく選択肢を整える必要があることから、通級の活用や全校設置も検討をする必要があると考えております。個別の教育的ニーズを的確に捉えるために個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用についても検討が必要と考えております。また根拠のある支援が大切との指摘もございましたので、専門的見地に基づく支援についても検討が必要と考えております。また伊丹教授の方から、過剰な支援になっているのではないかという指摘もございましたので、支援教育介助員の役割、配置の再構築についても検討が必要と考えております。また、支援教育にかかる教員の支援システムの導入についても検討が必要と考えられ、校内ICTの利用活用に

についても検討が必要と考えております。2つ目の教職員の在り方ですが、箕面市ではユニバーサルデザインの授業が進んできている現状ですが、更なる基礎的環境整備の充実が必要でもあり、通常学級の教職員の授業力の向上も重要と考えられます。そのため、ユニバーサルデザインの授業や学級づくりなどの基礎的環境整備の充実についても検討が必要であると考えられます。また、支援担任だけでなく通常学級の先生も専門性の向上、理解が必要となることから、授業、集団づくりが大切であり、特別支援学校教諭免許状の取得へのサポート等が必要になると考えられるため、教職員の専門性の向上についても検討が必要と考えられます。また、支援教育コーディネーターにつきましても、学校により支援担任と同様に子どもを担当する状況にもありますので、負担軽減を考える必要がありますので、支援教育コーディネーターの役割の明確化も必要と考えております。3つ目の、保育幼児教育センターに関係するところになりますが、保育所、幼稚園、小中学校間の引き継ぎ、保育所・幼稚園も含めた校区連携を強化し、支援の連続性を確保することも検討するも必要と考えております。最後に人権意識と障害理解になりますが、こちらの項目は非常に重要でありまして、今後も研修などを通じて再度徹底していく必要があると考えております。これら4つの柱を説明しましたが、最終的には1人1人の教育的ニーズに合った適した教育課程、環境整備を進めていくことが必要であります。ただ教員体制は定数でほとんど変わらないため、やり方を考えていく必要があります。そのやり方につきましては国の動向も踏まえながら、学識の方、学校現場、保護者を交えて考えていく必要があると考えてまして、今後の検討につきましては充実検討委員会でその議論をしていく必要があると考えております。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（大橋亜由美君）： この件についてはずいぶん長い間議論してきたのですが、重ね重ねお願いしたいことがありまして、インクルーシブ教育という中でともに学ぶという言葉の中でクラスの子ども達に過度にいろいろなことを期待するということではなく、しっかりと先生がイニシアチブを持って一部の子ども達、生徒たちに期待するという形でも、インクルーシブ教育ではないみんなとともに学ぶというような学びの場というものを先生がたにしっかりと作っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 委員（稲田滋君）： 今日の資料にはないが、以前の資料の中に箕面市、大阪府、全国の支援在籍者の割合を比較している表があったと思うが、その平成24年から令和3年の比較で見ると、例えば中学生の場合、24年は箕面市が1.78、全国平均が1.54でだったが、令和3年には箕面市が6.14、全国が3.10で、なぜこんなに開いてしまったのかというのは原因は何なのでしょうか。
- 子ども未来創造局担当副部長： とともに学びともに育つという考え方から、支

援学級在籍児童が、支援が必要な子という考え方でいくと箕面市の考え方としては通級というのはなかなか少ないところですので、ほぼ全て支援学級に在籍するという形になっていると考えられます。

○委員（稲田滋君）： さっき説明していただいた、箕面市の支援教育の課題の「学校生活で支援が必要な場合、支援学級に入級することで対応することが多い」ということで多いということですか。箕面市の場合支援学級に入級する基準のようなものはあるのですか。

○子ども未来創造局担当副部長： 基準というところではありませんが、箕面市としては親の意向ということを中心に考えた上で、様々な状況を把握した上で検討して学校等とも協議しながら入級を考えるという現状があります。

○委員（稲田滋君）： 明確な基準はないが親の希望があれば支援学級に在籍とするということですかね。そのあたりのことも見直していくというお話でしたか。

○子ども未来創造局担当副部長： 学びの場の充実というところで、今、ご指摘ありました支援学級在籍の率というところで行きますと、通級の活用、全校設置についても考えていけないといけないということと、支援学級に在籍するかどうかにつきましても専門的見地に基づく支援というところで考えていけないとは考えてはおります。

○委員（高野敦子君）： 準備ワーキングの報告にもありますが、これからやっていくなかで、もちろん箕面市が掲げている「ともに学びともに育つ」を大事にしてもらいたいのはもちろんあるのですが、近年国の動き、基本的な考え方にもありますように、障害のある子、ない子それぞれに対して言えることですが、1人1人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるようというところはやはり重要視して欲しいと思います。その子にとってどういう状況で学ぶのが一番いいのかというところにやはり焦点を当てていてもらいたいと思いますので、色々な指導があると思います。通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったところにも書いてますが、多様な学びの場の一層の充実・整備することで、ぜひ1人1人の子の教育の支援計画をしっかりと立てていただき、何が一番いいのかというところを一番に教育にあたっていていただきたいと思いますのでお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第29、議案第19号「箕面市支援教育充実検討委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、箕面市支援教育充実検討委員会設置条例第4条の規定に基づきまして、箕面市支援教育充実検討委員会委員を任命するため提案するものです。委員につきましては学識経験者3名、箕面市市立小中学校の代表者として校長、支援学級担任、及び支援教育介助員7名、箕面

市立小学校及び中学校の支援学級保護者会の代表者各1名の計12名からになります。任期は令和4年4月28日から令和6年4月27日までの2年になります。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 支援教育充実検討委員会の委員が12名決まったということで、これから先ほどの報告をもとに検討していかれるということですね。スケジュール的なものですが、いつ頃まで検討して来年度予算に活かして来年度から実施していけるのか、まだもう少し時間がかかる等いろいろあると思いますが、どんなスケジュールになっているのか教えてください。

○子ども未来創造局担当副部長： この後に議題にはなりますが、4月28日に教育委員会から支援教育充実検討委員会への諮問を行う予定をしております。4月から12月まで9か月、基本的に毎月1回検討委員会を実施しまして検討していく形になります。先ほどご説明させていただきました大きな4つの柱の項目について検討していただきまして、12月になりましたら支援教育充実検討委員会から教育委員会の方に答申をいただく予定にしております。年が変わりまして令和5年1月になりますと令和5年4月から新たな支援教育の実施に向けまして各学校現場に周知設営を行う予定にいたしております。令和5年4月から新たな支援教育を実施後につきましても令和5年度中に充実検討委員会にて検証を行っていきたいと考えております。

○委員（稲田滋君）： 頑張ってください。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第19号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第30、議案第20号「箕面市支援教育充実検討委員会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、本市の支援教育のあり方に係る課題解決に向けた支援教育充実のための方針を策定するため、箕面市支援教育充実検討委員会設置条例第2条の規定に基づきまして箕面市支援教育充実検討委員会への諮問を行うにあたり提案するものです。諮問項目につきましては、令和3年12月より、学校管理職や支援教育担当者等からなる準備ワーキンググループを設置し、専門家のアドバイスも受けながら本市の支援教育にかかる課題を整理してきました。支援教育充実のための方針を策定するにあたり先ほども準備ワーキンググループの報告でもご説明しましたが、1人1人に個別最適な

「ともに学びともに育つ」場を提供するため、課題解決に向けた4つの柱、学びの場の充実、教職員の在り方、保幼小中における連続性、人権意識と障害理解につつまして検討する内容になります。なお諮問の予定日は令和4年4月28日になります。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第20号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第31、議案第21号「箕面市奨学生選考委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、箕面市奨学資金基金条例に基づき、奨学生を決定するために設置している奨学生選考委員会委員の任期が令和4年4月30日付で満了することに伴いまして、新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金基金条例第2条の2第3項及び第4項の規定により5月1日付で任命するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第21号を採決いたします。  
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第32、報告第44号「箕面市いじめ等調整委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長： 本件は、箕面市いじめ等調整委員会委員から辞職願が提出されましたので、これを承認のうえ解職し、及び箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条第2項の規定に基づき新たに委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第44号を採決いたします。  
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第33、報告第45号「箕面市幼児教育スーパーバイザー任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長 : 本件は、箕面市幼児教育スーパーバイザーを任命する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。先ほど報告第27号で報告いたしました箕面市幼児教育スーパーバイザー等設置要綱第2条の規定に基づきまして、箕面市における保育幼児教育の質の向上にかかる事業への指導及び助言等を行う幼児教育スーパーバイザーを4月14日付で任命したものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第45号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第34、報告第46号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第46号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第35、報告第47号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、

提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

- 子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、去る令和4年3月10日に開催されました令和4年第3回箕面市教育委員会定例会議録及び同月24日に開催された令和4年第2回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第47号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。
- 子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長 : 箕面成人祭について2点、報告をさせていただきます。成人祭については、箕面市と箕面市教育委員会が共催してこれまで実施してきましたが、令和4年度の成人祭の名称が決まったこと、及び令和4年度の成人祭の日時が決まったことを報告させていただきます。1点目の箕面市成人祭の名称ですが、この4月から成人年齢引き下げによりまして18歳成人となりましたが、すでに箕面市の方では令和4年度の成人祭については当該年度に20歳に到達する方を対象とすることが決まっておりましたが、名称が未決定でございましたが、今回、名称については「20歳(はたち)のつどい」ということで決定いたしました。「20歳のつどい」となる理由につきましては、これまでのような成人式、成人祭のような成人を含む名称を使うことにより、民法における成人年齢と一致しなくなること、また20歳を対象とした式典であることを明確にし、参加者の混乱を避けるため、このような名称に決定をいたしました。また、全国的にも「20歳のつどい」として決定しているところが多く、府内でも6自治体がすでにこのような名称となっていることが理由です。2点目としまして、令和4年度成人祭についての日時が決まりましたので報告します。従来まで成人祭につきましては一部構成で実施をしておりましたが、コロナ禍になってから二部構成で実施となりまして、これまで市民の方から何件も実施日時等の問い合わせがあることから、実施日時、場所、対象校区を決定しました。次年度もコロナの感染状況が不明であるため、令和3年度と同様に二部構成で実施としております。令和5年1月9日の成人の日に、午前の部は10時30分から、午後の部は14時から、対象校区は午前の部はとどろみ、第二、第四、第五、彩都の丘学園中学校校区を、午後の部は第一、

第三、第六中学校区を対象に、箕面市立文化芸能劇場で、中止基準については緊急事態宣言が発出され、かつ府内で公共施設のイベントの中止または無観客開催の方針が示されている場合は延期とし、予備日を令和5年3月8日という形で定めさせていただきました。併せて周知方法につきましては4月号広報誌、及び市ホームページで周知しておりますが、今後も広報誌で夏以降に周知予定です。また対象者については個別に通知の予定です。実施の中身については今後検討予定です。

- 代表教育委員（山元行博君）： 他、なにかございますか。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは次に、日程第36、報告第48号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関する事務局職員以外の事務局職員及び傍聴のかたは、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関する事務局以外の事務局職員の退席）  
（報告第48号、議案第22号、報告第49号及び議案第23号に係る審議）

- 代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案5件、報告32件は、全て議了にはなりませんでしたが、教育長にお返しします。
- 教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これをもちまして、令和4年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後3時57分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

委員